角館地区送水管布設替工事実施設計業務委託

共 通 仕 様 書

仙北市　建設部　上下水道課

角館地区送水管布設替工事実施設計業務委託

〔一般仕様書〕

第１章　総　則

1.1　業務の目的

本委託業務（以下、業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図書の作成を行うことを目的とする。

1.2　一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。なお、測量業務の遂行にあたっては、秋田県制定「秋田県委託業務共通仕様書」に基づき実施するものとする。

1.3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4　法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5　中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6　秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7　公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8　許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9　提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）担当者届

（ニ）完了届　（ホ）納品書　（ヘ）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.10　管理技術者及び照査技術者

（１）　受託者は、管理技術者並びに照査技術者は、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお配置する技術者は技術士（上水道及び工業用水道部門）またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者とする。

（２）　受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11　工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12　成果品の審査

（１）　受託者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。

（２）　成果品の審査において、訂正を指示された個所は、ただちに訂正しなければならない。

（３）　業務完了後において、明らかに受託者の責務に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13　引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.14　関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者協議の上、これを定める。

第２章　調　査

2.1　資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2　地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.3　公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第３章　設計一般

3.1　打合せ

（１）　業務の実施に当って、受託者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（２）　設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2　設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第７章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3　設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4　設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5　事業計画図書の確認

受託者は、第２章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6　参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。

3.7　参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第４章　設計細則

第４章　実施設計

4.1　実施設計図書の作成に関する作業

実施設計業務は、次の事項の検討又は確認等を行い、実施設計図書として、まとめなければならない。

【現地調査】

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会。

【設計計画】

設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画。

【各種計算】

構造計算、仮設計算等。

【図面作成】

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請等に必要な図面。

【数量計算】

工事に必要な数量すべての計算で数量計算を作成。

【審査】

基本条件の確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等。

【報告書】

報告書は、当該設計に係る上記全般をとりまとめたものとする。

第５章　照　査

5.1　照査の目的

受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設

計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2　照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3　照査事項

受託者は設計全般に渡り、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

（１）　基本条件に確認内容について
（２）　比較検討の方法及びその内容について
（３）　設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
（４）　計算書（構造計算書、仮設計算書、数量計算書等をいう。）について
（５）　計算書と設計図の整合性について

第６章　提出図書

6.1　提出図書

提出書類は事項により、提出しなければならない。

6.2　実施設計関係提出図書

提出書類は事項により、提出しなければならない。

（１）	実施設計図	１式
（２）	数量計算書	〃
（３）	特記仕様書	〃
（４）	打合せ議事録	１式
（５）	その他資料	原稿１式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第７章　参考図書

7.1　参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

水道法
水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
水道施設設計指針（日本水道協会）
水道維持管理指針（日本水道協会）
水道工事標準仕様書（日本水道協会）
簡易水道施設基準解説（全国簡易水道協議会）
水理公式集（土木学会）
コンクリート標準仕様書（土木学会）
道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
秋田県土木工事共通仕様書（秋田県）
アスファルト舗装要綱（日本道路協会）

〔特記仕様書〕

１．特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「角館地区送水管布設替工事実施設計業務委託一般仕様書」第１章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

２．業務の対象

（１）名　　称　　角館地区送水管布設替工事実施設計業務委託

（２）位　　置　　別添図のとおり

（３）設計の概要　　設計協議　初回１回、中間１回、最終１回

実施設計：送水管φ250 L=390m、報告書作成、協議資料作成

測量業務：路線測量 L=0.39km

３．工期

令和９年３月２６日

４．その他

（１）本業務実施にあたっては、発注者と十分な協議に基づき行うこと。

（２）受託者は各種関係機関との協議並びに発注者からの要請、設計図書に対する問い合せ等があった際には、随時配置技術者を派遣して協議、説明を行い、確実に且つ迅速に対応できる体制を整えること。

５．配置予定技術者

・本業務には管理技術者、照査技術者を配置すること。

・管理技術者と、照査技術者は兼ねることができない。

・配置予定技術者は３ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあり秋田県内に常勤しているものを本業務に配置できること。

・配置予定技術者は、技術士「水道部門の選択科目（上水道及び工業用水道）」、又はＲＣＣＭ「上水道及び工業用水道」、の資格を有する者とする。